### （別紙5-1-2）

　　年　　月　　日

（仮称）神田錦町三丁目施設整備等業務

守秘義務の遵守に関する誓約書

千代田区長　樋󠄀口　高顕　殿

商号又は名称：

所在地：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

当社は、今般、千代田区（以下「区」といいます。）から令和５年４月7日付で公表された「（仮称）神田錦町三丁目施設整備等業務　要求水準書（案）」について、（仮称）神田錦町三丁目施設整備等業務への参画に係る検討のみを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に区から配布される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配布を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。

２　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する設計会社、建設会社、その他関係する事業者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、区に対して、別紙5-1-3により、事前の書面による通知を行った上で、構成企業（構成企業になろうとする者を含みます。以下同じ。）、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社、並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）、協力企業（本業務に関し、業務の委託若しくは請負等を受ける者を指します。）（協力企業になろうとする者を含みます。）（以下「第二次被開示者」と総称します。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

４　当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

５　当社は、守秘義務対象資料等の区から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、区はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第２条（秘密の保持）

当社は、区から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務付けられる場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、区から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、区の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、区の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより区に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第５条（期間、書類の破棄等）

１　当社は、受領した守秘義務対象資料を、令和6年3月31日（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。

２　受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。ただし、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第６条（準拠法、管轄）

１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

２　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上